

様式第 25 の 2 (第26条関係) (平13経産令28・追加、平13経産令218・令元経産令17・一部改正)

(表 面)

第 号	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第33条第1項の規定による立入検査証	
写 真	所属及び氏名
	年 月 日生
	年 月 日発行
発行 者	印

押出
スタ
ンプ

(裏 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜すい

第 33 条第 1 項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

第 33 条第 4 項 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 1 項の規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

第 45 条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

九 第33条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。